

研究費適正化推進計画

(第3次計画)

平成 27 年 3 月
東京慈恵会医科大学

研究費適正化推進の取り組みについて

学長 松藤 千弥

本学は、教育・研究機関として、教育、研究活動を実践し、その成果を社会に還元する大きな役割を担っております。これら教育、研究活動を推進する上において文部科学省等から資金配分される研究費については、大学として適正な管理と効率的な使用が強く求められております。

本学は、平成 15 年度に科学研究費補助金の不正受給、さらに附属研究施設における補助金適正化法違反・研究費の不正使用が相次いで起こり、研究費の取扱いに関する問題が潜在化していることが社会的問題として報じられたことは本学の歴史の中でも他に類を見ない大きな出来事でした。この一連の不正問題の発生は、大学として研究費の運営・管理体制、監査体制、法令遵守の徹底の不備によるものと深く反省して、体制整備を実践しています。税金を原資とする研究費の不正使用を防止し、適正に運営・管理することは、社会が求めている大学の使命であり、教職員一人ひとりが認識し、責任の重さを感じなければなりません。

文部科学省は、平成 19 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を研究機関等に通知し、このガイドラインに基づき体制を整備することを求めています。また、同ガイドラインは、不祥事案が昨今、社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることなどを受けて、平成 26 年 2 月 18 日に改正され、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな内容が加えられるとともに、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化が図られています。

本学は、ガイドラインの実施要請事項を踏まえて、研究費の適正かつ公正な運営・管理を目的とした「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」を改正するとともに、学長を最高管理責任者とする体制を充実・強化し、各種必要な措置を講じています。

本計画書は、ガイドラインの実施要請事項への対応及び不正を発生させる要因(ガイドライン第 3 節の例示)の把握を通じて整備した体制及び講じた措置、並びに、これら対応を通じて認められた改善課題に対する計画を、不正防止計画としてとりまとめたものです。第 3 次となるこの計画は、平成 27 年度から平成 29 年度を実施期間としています。この計画の実行により、今後も実効性の高い適正化推進体制の構築に努めてまいります。

目次

1. 本学における研究費適正化推進に関する方針	1
2. 本学の研究費に関する運営・管理体制	1
3. 研究費適正化推進計画(第3次).....	3
(1) ガイドラインの実施要請事項に基づき整備した体制及び講じた措置	3
① 機関内の責任体系の明確化	3
② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	4
③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	5
④ 研究費の適正な運営・管理活動	5
⑤ 情報発信・共有化の推進	6
⑥ モニタリング	6
(2) 不正を発生させる要因に対して整備した体制及び講じた措置	7
(3) ガイドラインの実施要請事項への対応及び不正を発生させる要因の把握を通じて認められた改善計画	10

<appendix 「参考規程等一覧」>

規程は、Web で閲覧ができます。

- ・ 学校法人 慈恵大学 行動憲章
- ・ 学校法人 慈恵大学 行動規範
- ・ 東京慈恵医科大学 研究者行動規範
- ・ 東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程
- ・ 東京慈恵会医科大学研究適正化特別委員会規程
- ・ 東京慈恵会医科大学における研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する規程
- ・ 研究に関する不正行為についての懲戒内規
- ・ 東京慈恵会医科大学の研究費不正運用による取引停止取扱規程
- ・ 研究費の運営・管理に関する職務分掌表
- ・ 公的研究費等の種類と研究費使用のルール
- ・ 公的研究費等による旅費(国内・国外)並びに外国人招聘に係る経費等取扱基準
- ・ 東京慈恵会医科大学利益相反マネジメント・ポリシー
- ・ 東京慈恵会医科大学利益相反管理規程
- ・ 学外研究資金等による臨時研究職員の雇用に関する内規
- ・ 研究費使用ガイド

1. 本学における研究費適正化推進に関する方針

- ・ 本学は以下の方針により、研究費の適正化推進に取り組めます。
- ・ 本学は、行動憲章・行動規範に則り研究費を適正に使用できるよう全力で取り組めます。
- ・ 本学は、さまざまな制度改革を進めると同時に研究環境の向上にも取り組めます。
- ・ 本学は、各研究現場とのコミュニケーションを大切に、研究費が適正に使用される土壌を築き上げます。
- ・ 本学は、本学または本学の教職員が研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令、学内の規則・規程に従って研究費の運営・管理を行い、社会的責任を果たします。

【参考】関連諸規程等

学校法人慈恵大学 行動憲章 学校法人慈恵大学 行動規範 東京慈恵会医科大学 研究者行動規範

2. 本学の研究費に関する運営・管理体制

本学は以下の体制により、研究費の適正な運営・管理に取り組めます。

- 1) 最高管理責任者：学長
(役割) 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関する最終責任を負う。
- 2) 統括管理責任者：研究倫理推進センター長
(役割) 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理を実質的に統括するとともに、研究費が適正に使用されるよう努め、研究費の運営・管理に関する責任を負う。
- 3) コンプライアンス推進責任者：教育研究助成委員長
(役割) 統括管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理を統括するとともに、研究費が適正に使用されるよう努め、統括管理責任者の代行者として責任を負う。
- 4) コンプライアンス推進副責任者：国領校および看護学科から選出された教育研究助成委員
(役割) コンプライアンス推進責任者を補佐し、定められた範囲において、研究費の運営・管理を統括するとともに、研究費が適正に使用されるよう努め、定められた範囲に対する責任を負う。
- 5) コンプライアンス推進員：各講座・研究所・研究部(室)等の所属長
(役割) 研究倫理推進センターが行うコンプライアンス活動を補佐し、所属長として担当する部署の研究費の運営・管理を統括するとともに、研究費が適正に使用されるよう努めなければならない。
- 6) 事務管理責任者：財務部長
(役割) 最高管理責任者および統括管理責任者を補佐し、研究費の適正な事務管理の責任を有する。
- 7) 防止計画推進部署：研究倫理推進センター(構成：研究倫理推進センター長(副学長)、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス推進員)

8) 研究支援課

9) 研究適正化特別委員会

研究費使用および研究活動に関する内部監査・モニタリング結果を確認し、学内の研究者を指導する。

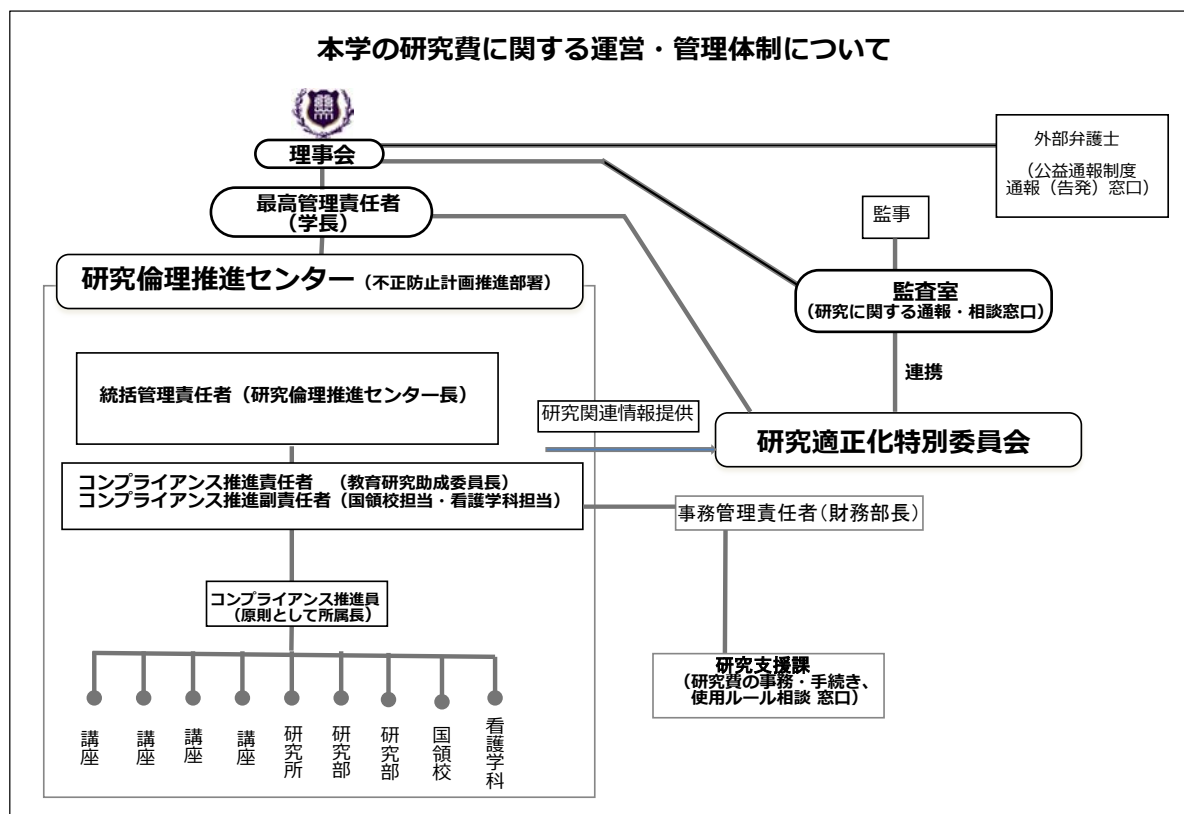
研究に関する通報・相談窓口を管轄し、学内外に周知する。

研究費不正・研究不正に関する告発について予備調査を行い、本調査が必要と判断される場合には学長に調査委員会の設置を上申する。

研究費不正・研究不正に関する事案の取扱いは「研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する規程」に基づいて行う。

10) 監査室

(役割) 内部監査規程に基づいて研究費の運営・管理に関する内部監査を行う。



【参考】関連諸規程等

東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程

東京慈恵会医科大学研究適正化特別委員会規程

3. 研究費適正化推進計画(第3次)

平成27年3月策定

第3次適正化推進計画は、ガイドラインの実施要請事項への対応及び不正を発生させる要因(ガイドライン第3節の例示)の把握を通じて整備した体制及び講じた措置((1)及び(2)が該当)、並びに、これら対応を通じて認められた改善課題に対する計画((3)が該当)により構成されています。

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。当該期間において、整備した体制及び講じた措置を確実に運営・実施するとともに、改善計画を着実に遂行することで、研究費の適正な執行を推進します。

なお、平成28年度以降の計画については、平成27年度計画の実施状況により、変更もあり得ます。

<第3次適正化計画の構成>

(1) ガイドラインの実施要請事項に基づき整備した体制及び講じた措置

- ① 機関内の責任体系の明確化
- ② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
- ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- ④ 研究費の適正な運営・管理活動
- ⑤ 情報発信・共有化の推進
- ⑥ モニタリング

(2) 不正を発生させる要因に対して整備した体制及び講じた措置

(3) ガイドラインの実施要請事項への対応及び不正を発生させる要因の把握を通じて認められた改善計画

(1) ガイドラインの実施要請事項に基づき整備した体制及び講じた措置

① 機関内の責任体系の明確化

■実施要請事項

- ・ 機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。

■整備した体制及び講じた措置

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る責任・権限及び役割は、「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」及び「東京慈恵会医科大学研究適正化特別委員会規程」に規定している(体制の概要は「1.本学における研究費適正化推進に関す

る方針」を参照)。また、当該事項の概要は「研究費使用ガイド」に掲載し、ホームページで機関内外に周知・公表している。

② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

■実施要請事項

- ・ 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。
- 1) ルールの明確化・統一化
- 2) 職務権限の明確化
- 3) 関係者の意識向上
- 4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

■整備した体制及び講じた措置

- 1) ルールの明確化・統一化
 - ・ 手続等の理解を深め、研究費の適正使用を徹底する観点から、本学におけるルール等について、できる限りわかりやすくポイントを示した「研究費使用ガイド」作成・更新し、ルールの明確化・統一化を図っている。
- 2) 職務権限の明確化
 - ・ 研究費の執行等に係る職務分掌は、「研究費の運営・管理に係る職務分掌表」として明確化し、「研究費使用ガイド」に掲載している。
- 3) 関係者の意識向上
 - ・ 「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」に基づき、コンプライアンス推進責任者の責任のもと、学内の競争的研究資金等の運営・管理に関わる教職員に対してコンプライアンス教育を実施している。コンプライアンス教育の要素を盛り込んだ研修等は以下のとおり。
 - 公的研究費の適正な申請・使用に係る FD
 - 科研費公募要領等の説明会 等なお、「公的研究費の適正な申請・使用に係る FD」では、理解度テストを実施するとともに、誓約書を徴取し、遵守義務の理解と意識の浸透を図っている。
 - ・ 「学校法人慈恵大学 行動規範」及び「東京慈恵会医科大学 研究者行動規範」を策定し、競争的資金の運営・管理に関わるすべての構成員の意識向上を図っている。
- 4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
 - ・ 各種規程にて告発等の窓口の設置、並びに、告発等の取扱い及び調査について定めている。

- 東京慈恵会医科大学における研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する規程・・・研究に関する通報・相談窓口
 - 東京慈恵医科大学研究費に関する管理規程・・・公益通報制度に基づく通報窓口
- ・ 懲戒に関しては、「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」にて、調査の結果、不正の事実が認められた場合には、別に定める規則に基づいて懲戒を厳正に行うものと規定している。

③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

■実施要請事項

- ・ 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ・ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

■整備した体制及び講じた措置

- ・ 「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」にて、研究倫理推進センターを不正防止計画の策定・推進部署として規定している。
- ・ 研究倫理推進センターの指示の下、研究支援課にて不正発生の要因等を把握し、「研究費適正化推進計画」を策定している(ガイドライン第 3 節に例示される不正発生の要因に対する計画は、「(2)不正を発生させる要因に対して整備した体制及び講じた措置」を参照。)。策定にあたり基礎とした情報は以下のとおり。
 - ガイドラインの実施要請事項に対する本学の対応状況の確認結果
 - ガイドラインが要請するリスクアプローチ監査の実施結果
 - 研究費適正化推進計画のモニタリング結果 等

④ 研究費の適正な運営・管理活動

■実施要請事項

- ・ 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあつるチェックが効くシステムを作つて管理することが必要である。

■整備した体制及び講じた措置

- ・ 不正防止計画を踏まえ、予算執行の適正性を確保するための統制・牽制を発

注、納品検収、支払等の各手続に設けている(不正を発生させる要因に対する対応は、(2)を参照)。

⑤ 情報発信・共有化の推進

■実施要請事項

- ・ 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ・ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針等を外部に公表する。

■整備した体制及び講じた措置

- ・ 「東京慈恵会医科大学研究費に関する管理規程」にて、研究費の運営・管理に関する相談窓口を研究支援課に置くと規定している。また、研究支援課が相談窓口となっていることは、ホームページで公開されている「研究費使用ガイド」にも掲載されており、学外にも周知されている。
- ・ 本学の行動憲章、行動規範および研究者行動規範をホームページで公開している。

⑥ モニタリング

■実施要請事項

- ・ 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ・ 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。
- ・ 内部監査部門は、上記に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に則して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ・ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。
- ・ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。
- ・ 機関は、第7節(1)「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協

力することとする。

■ 整備した体制及び講じた措置

- ・ 研究支援課にて、外部の専門機関の支援、並びに、監査室との連携の下、リスクアプローチによるモニタリングを実施している。リスクアプローチの観点、ガイドラインの第3節「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」において列挙されているリスクを参考に、以下のとおり設けている。
 - 予算執行の特定の時期への偏りが無い
 - 同一業者への発注の偏りが無い
 - 特定の研究者のみでしか取引実績のない業者への発注の偏りが無い
 - データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約が含まれていない
 - 換金性が高いと認められる物品の購入が無い 等
- ・ 監査室にて、内部監査規則に基づき、研究費の運営・管理に関する内部監査を実施している。

(2) 不正を発生させる要因に対して整備した体制及び講じた措置

ガイドラインが示す不正を発生させる要因	整備した体制及び講じた措置
(ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。	研究支援課にて日々及び定期的実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にてルールと実態の乖離の有無をチェックしている。 現状において、重大な乖離は認められていない。
(イ) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。	「研究費の運営・管理に係る職務分掌表」にて決裁権限を整理しており、重大な不正要因は認められていない。
(ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。	予算の執行状況に関しては研究支援課にて把握しており、予算執行が年度末に偏らぬようにメール等で注意喚起している。 また、研究支援課にて定期的実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にて予算執行が特定の時期に偏る研究課題に不適切な処理が無いことをチェックしている。

ガイドラインが示す不正を発生させる要因	整備した体制及び講じた措置
(エ) 業者に対する未払い問題の発生。	現状において、重大な不正要因は認められていない。
(オ) 競争的資金等が集中している部局・研究室。	研究支援課にて定期的実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にて競争的資金等が集中している部局・研究室の研究課題に不適切な処理が無いことをチェックしている。
(カ) 取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。	研究支援課にて日々及び定期的実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にて取引の内容をチェックしている。
(キ) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。	研究支援課にて定期的実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にて同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りを抽出し、不適切な処理が無いことをチェックしている。
(ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。	特殊な役務(システム、データベース、機器の保守・点検等)の場合は、作業報告書・仕様説明書の提出以外に、教育研究助成委員が、抽出による検収確認を別途実施する。
(ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)。	研究者による検収のみならず、学内に納品検収所並びに納品検収窓口を設置し、発注した者以外の者(講座所属の事務員、研究補助員、技術員や大学、病院事務部門等)による検収を実施している。 また、研究支援課及び監査室にて、事後抽出による現物確認を実施している。
(コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。	検収後の業者による納品物品の持ち帰りを防止するため、納品物等に確認印を捺印する。また、抽出による期中モニタリングを実施して現物確認を行う。
(サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。	大学が雇用した臨時研究職員に関しては、出勤簿を研究支援課が管理している。

ガイドラインが示す不正を発生させる要因	整備した体制及び講じた措置
	また、研究支援課にて定期的を実施するモニタリング、並びに、監査室による監査にて非常勤雇用者に勤務状況を確認することで、不適切な処理が無いことをチェックしている。
(シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)。	「出張・招聘報告(記録)書」、「出張旅費申請書」に加え、領収書(航空券、宿泊費等)、「航空券の半券」、「学会のプログラム」等の提出を求めることで出張の事実を確認する。 また、「出張旅費申請書」等は費用負担先の記入を求める様式となっており、支払い時に二重払いが無いことを確認する。 更に、研究支援課及び監査室にて定期的に二重払いのチェックや宿泊先への宿泊状況の照会等を実施している。
(ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)。	研究費の執行に、必ず研究支援課が関わることにより、個人あるいは研究室の職場環境に執行の適切性を依存するリスクを排除している。 また、要求者と発注者、検収者を分けることで、牽制力を維持している。
(セ) その他、換金性の高い物品の管理が不十分。	消耗品(1件又は1組20万円未満の物品)であっても換金性の高いもの(パソコン・タブレット等)については、適正に管理する。具体的には、支出財源等を明示したシールを研究支援課より配布し、物品に貼付するとともに、必要に応じて監査室等による現物確認を行う。

(3) ガイドラインの実施要請事項への対応及び不正を発生させる要因
の把握を通じて認められた改善計画

現状	改善計画
(ア) 学生等へのルールの周知(第2節関連)	
アシスタント、学生及びポスドク等の説明会への参加は任意となっている。	【平成27年度】 ①学生等には必要十分な内容を盛り込んだリーフレット等を用いて、ルールを周知する。 【平成28・29年度】 ②継続実施
(イ) 研究者の発注権限に係る検討(第4節関連)	
購入価格が1件又は一組20万円未満の物品及び研究に使用して消耗するものであって反復使用ができない物品の発注権限を研究責任者に付与している。 そのため、研究者と取引業者の癒着により不正が発生するリスク、調達の実行性や経済性、有効性を損なうリスク等が発生することから、研究支援課が、納品検収後、研究費の支払いのタイミングで、それぞれの観点でのチェックを実施し、事後的に牽制をかけている。 しかしながら、繁忙期による作業量の増加や研究支援課の担当者の異動等により、チェックの質が低下するなどした場合、不正(研究者と取引業者との癒着等)や誤謬を是正しきれない可能性がある。	【平成27年度】 ①月次等で研究者発注による取引を研究支援課等にてチェックする手続のルール化を検討、実施する。 ②研究者に対して、研究者発注の権限には、発注先の公平性、発注金額の適正性の説明責任及び不正使用の場合の弁償責任を伴うことを規定等で明確にし、適切な周知を図る。 【平成28年度】 ③現在金額を問わず研究者による発注が認められている研究用消耗品に関して、一定の金額基準を設け、事務発注の範囲を広げるなどの対策を検討する。検討にあたり、研究効率の低下を招かぬように、情報システムの有効活用 ※ 等を検討する。 【平成29年度】 ④上記③の検討を継続し、状況に応じて発生源入力機能と電子ワークフローの機能を活用した手続を試行する。

※ 発生源入力機能と電子ワークフローの機能を活用することによる購入申請から事務承認の手続の高速化

現状	改善計画
(ウ) 分割発注の事後チェック手続の導入(第 4 節関連)	
研究者が本来、一体として契約するものを意図的に分割して発注した場合に、現状の仕組みでは防ぐことが困難な状況である。	【平成 27 年度】 ①月次で研究者発注による取引(特に購入価格が 1 件又は 1 組 20 万円未満の物品)を研究支援課等にてチェックし、事後的に分割発注と疑われる事象を発見する手続をルール化する。 【平成 28・29 年度】 ②上記①の実施結果を検証し、必要に応じて事後的な手続に加え、事前の対策のルール化も検討する。

以上